

ユニバーサルデザイン2020  
最終とりまとめ案  
参考資料集

# 1. すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

- 2020年(平成32年)以降順次実施される**学習指導要領改訂**において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等における**障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導**や**教科書等を充実**させる。また、幼稚園、保育所、認定こども園でも併せて推進する。
- 上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で**自分事として受け止め、生きて働く知識や経験とするため「心のバリアフリーノート(仮)」の作成**を含めた取組の検討を進める。

- 教育課程の基準である小・中・高等学校の学習指導要領および幼稚園教育要領は、概ね10年に1度改訂。現在、2020年(平成32年)以降順次実施を目指して、中央教育審議会において改訂に向けた審議が行われているところ。(※幼稚園教育要領については平成30年以降)
- 道徳教育については、2018年(平成30年)以降、これまでの「道徳の時間」を新たに「特別の教科 道徳」(道徳科)として位置づけ。検定教科書を使用し、「考え、議論する道徳」に向けて抜本的改善を図る。
- 教科書については、原則、4年に1回検定を行う。2020年(平成32年)からの新学習指導要領に対応した教科書の検定(道徳科を含む)は2018年(平成30年)から開始(予定)。



音楽の授業での交流

交流を重ねることで互いを認め合う

「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省特別支援教育課作成)より

学習指導要領の改訂と小・中学校の教科書検定・採択スケジュール

学習指導要領改訂告示(小、中学校)(予定)

「特別の教科 道徳」開始～

現行学習指導要領

新学習指導要領(全体)

学校種別等区分\年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
小学校	検定	◎				◎			◆	◎	◎		
	採択		△				△			▲	△	△	
	使用開始	○		○				○			●	○	○
中学校	検定		◎				◎			◆	◎	◎	
	採択			△				△			▲	△	△
	使用開始				○				○			●	○

◆▲●は道徳科の教科書のための検定・採択スケジュール。黄色掛けの部分が新しい学習指導要領に対応する部分(予定)。

## 2. すべての教員が「心のバリアフリー」を理解

### ○教職課程、教員研修、免許状更新講習において心のバリアフリーを学ぶ項目

#### 教職課程

教員として最低限必要な資質能力を育成することが目的。  
なお、学ぶべき内容は教育職員免許法等の法令で定められている。

#### ○法令で定められる主な教職課程の内容（例）

##### ア) 教職の意義等に関する科目

・**教員の職務内容**（研修、サービス及び身分保障等を含む。）

##### イ) 教育の基礎理論に関する科目

・**幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程**  
（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）

・**教育に関する社会的、制度的又は経営的事項**

##### ウ) 教育課程及び指導法に関する科目

・**道徳の指導法**

##### エ) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

・**生徒指導の理論及び方法**

・**教育相談**（**カウンセリング**に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

##### オ) その他

・**日本国憲法**

#### 教員研修

個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、  
教員の資質の向上を図ることが目的。

○初任者研修及び十年経験者研修における主な研修内容（例）

・**道徳教育**

・**いじめ防止**

・**特別支援教育**

・**人権教育・男女共同参画**

#### 免許状更新講習

教員として必要な資質能力が保持されるよう、  
定期的に最新の知識技能を身につけることが目的。

○主な講習内容（例）

##### 【必修領域】

・**子どもの発達に関する脳科学、  
心理学等における最新の知見**  
（特別支援教育に関するものを含む）

##### 【選択必修領域】

・**学校を巡る近年の状況の変化**  
・**教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む）**  
・**道徳教育**

【選択領域】 大学等が独自に開設

採用前

採用後

### 3. 障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

- 各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「**心のバリアフリー学習推進会議（仮称）**」を設置し、自治体単位で**福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成**を促進する方策を検討する。
- 上記の取組に当たっては、特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その成果を踏まえて**全面展開**を図る。

#### 交流及び共同学習

学習指導要領の総則等において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者等との交流の機会を設けることや、障害のある人々等との触れ合い等の体験活動の充実について規定。

特別支援学校と小中学校等、小中学校等の特別支援学級と通常の学級の間で、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な方法で実施。

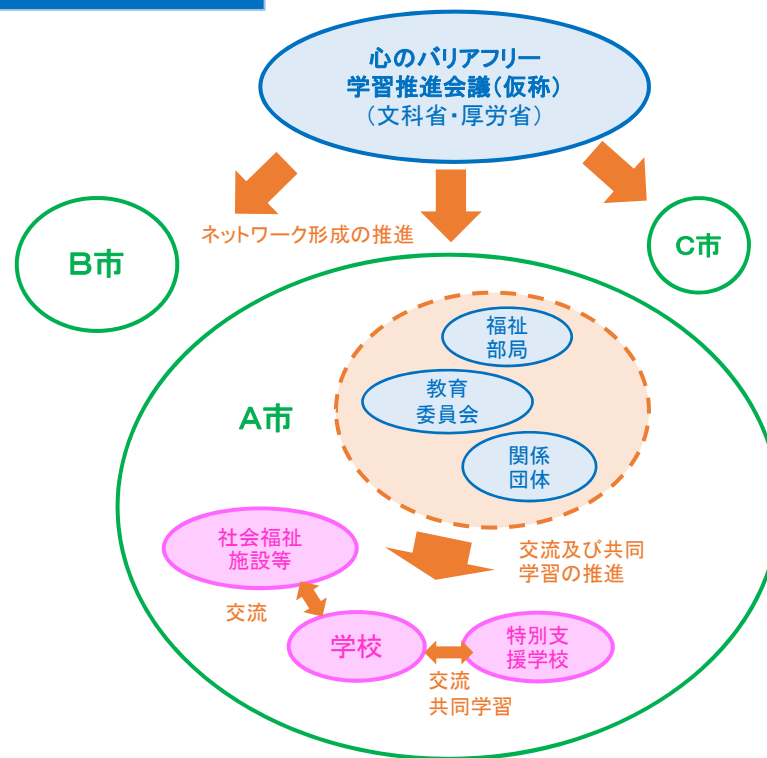


友達の似顔絵を描いてプレゼント

交流会を継続的に実施

「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省特別支援教育課作成）より

#### 推進イメージ



## 4. 障害のある児童・生徒・学生を支える取組

- 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児、児童、生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることを含め、**特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実**を図る。
- 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるように**ICTの活用を含めた環境整備**を進める。
- 高等学校における通級による指導を平成30年度から新たに制度化**し、小・中・高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（2020年度（平成32年度））を目指す。
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率**については、現在約7割にとどまっていることから、2020年度（平成32年度）までに**おおむね100%に引き上げる**。

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
特別支援学校等の指導内容の改善	指導要領の改訂				順次実施
ICTの活用を含めた環境整備	学習上の支援機器等の教材の研究開発、教材・支援機器等活用情報の公開、インクルーシブ教育システムを推進するための補助事業等の環境整備を実施。				
高等学校における通級による指導	制度改正（H28年度） 指導内容普及		制度開始、指導内容や指導体制等の環境整備推進		
特別支援学校教諭免許状保有率の向上	特別支援学校教諭免許状保有率の引き上げ（H26年度73%→H32年度おおむね100%）				

## 5. 高等教育（大学）での取組

幅広く大学において、**大学生や大学関係者による「心のバリアフリー」への理解を促進するための取組が展開されるよう、各大学における積極的な取組を促す。**

○ 大学の様々な場面（例えば、授業や就職支援等）における**取組事例の収集**

○ 収集した**取組事例等の周知**

→ 周知方法として考えられるもの：学長や教職員が集まる会議等での紹介、文部科学省関連HPへの掲載

○ 高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、**平成29年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定し、広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討を進める。**

○ 本年度、大学生や大学関係者を対象として、「心のバリアフリー」に関するワークショップ開催する等、「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図る。**（有志の大学と連携）**

### ✓ワークショップ

- ・大学生が主体的にかかわる方式で、ワークショップの内容を検討
- ・有識者や障害のある方を招き、参加者が障害のある方と実際に接する方式で実施

（内容の例）2016年11月に、東京大学先端技術研究センターと連携して実施したワークショップ及び障害者スポーツ体験（右写真）

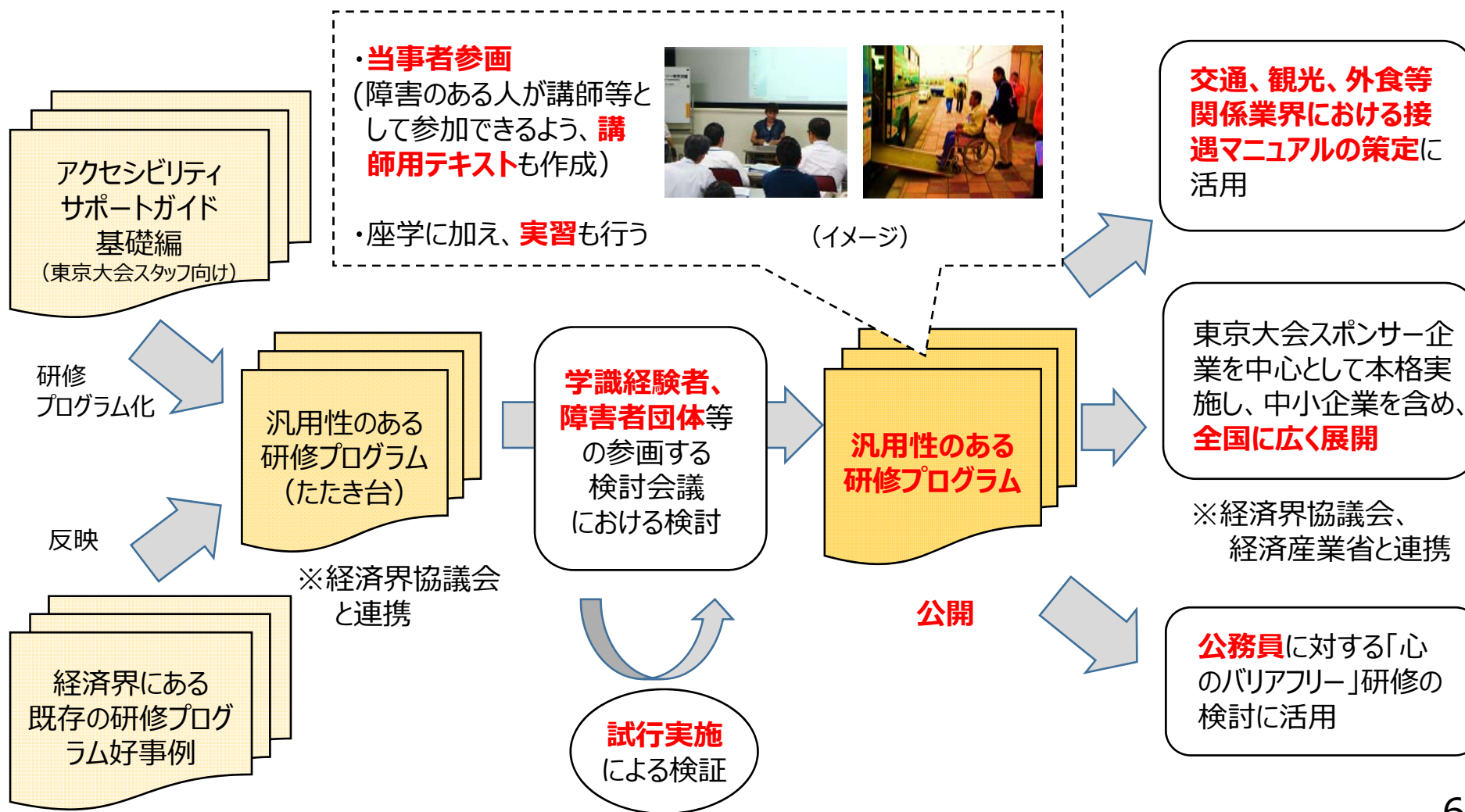


### ✓大学生によるボランティアの推進

- ・パラリンピック事前キャンプ受入れ大学等における大学生ボランティアの促進等
- （内容の例）パラリンピック関係者、大学生ボランティア、地域の人々等を集めたコンファレンス等

## 6. 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

- オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携し、今年度中に、学識経験者や障害者団体等参画のもと、「心のバリアフリー」の**汎用性のある研修プログラム**を策定。
- 来年度以降、国家公務員や幅広い産業における研修等の実施に向け、活用。



## 7. 交通分野におけるサービス水準の確保

- 障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**
- Tokyo2020アクセシビリティガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び汎用性のある研修プログラムを踏まえ、29年度中に、検討委員会を立ち上げ、交通事業者向け**接遇ガイドライン**を作成
- 交通事業者の行う研修について、**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討

- ・バリアフリー法においては交通事業者による移動円滑化に必要な研修が努力義務化され、各交通事業者において、職員に対する接遇研修等を実施。
- ・2020年東京大会開催時には、障害のある人や高齢者を含む多くの外国人の来訪が見込まれる。様々な移動制約を持つ方に対しきめ細やかに対応するため、公共交通分野の特殊性を踏まえたソフト面の対応を充実させる。

### 接遇内容の充実



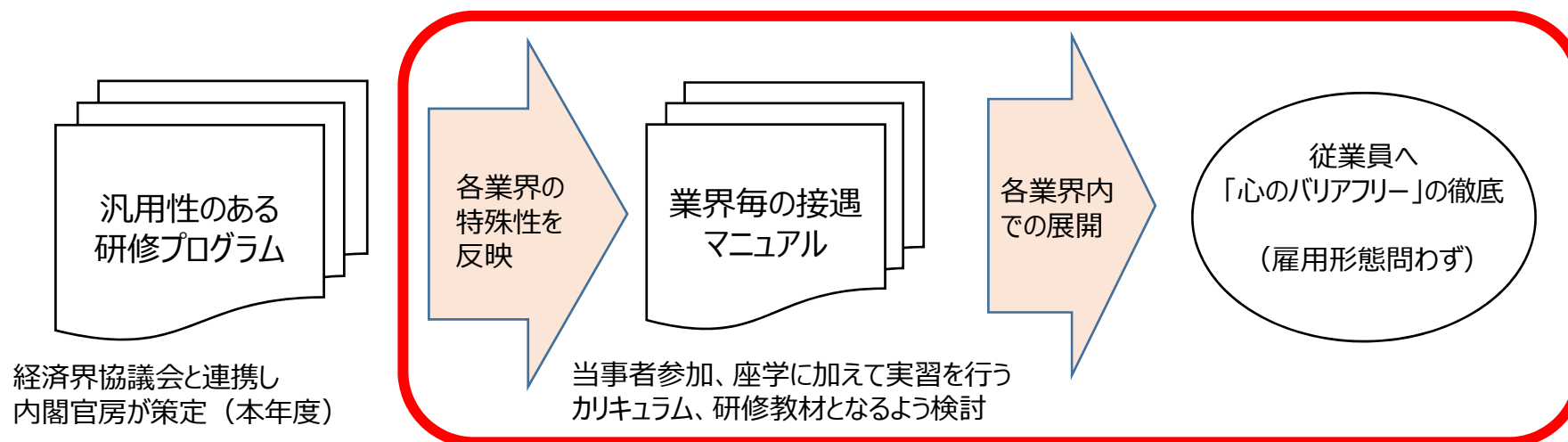
### 研修の充実





## 8. 観光、外食等サービス産業における接遇の向上

- 所管省庁は各業界団体等と連携し、
  - ・障害者差別解消法を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**
  - ・アクセシビリティサポートガイド基礎編を基に、各業界の特殊性を反映し、**29年度中に、業界毎の接遇マニュアル**を作成  
 （**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討）
  - ・各業界内において、上記接遇マニュアルを展開し、雇用形態を問わず、従業員の「心のバリアフリー」を徹底



業界	業界毎の接遇マニュアルにおける検討項目例（イメージ）
観光	観光バリアフリー情報発信のあり方、ホテルや旅館等における接遇対応のあり方等
外食	来店時の対応、情報提供・意思疎通にかかわる対応、飲食物提供時の対応等
流通	店舗等における接客対応や買い物時のサポート、インフォメーション機能の充実や見やすい表示の在り方等

## 9. 医療分野におけるサービス水準の確保

### ■ 医療関係事業者向けガイドラインの概要

#### 1 趣旨

医療分野における事業を行う事業者（病院、診療所、助産所、調剤を実施する薬局等）向けのガイドライン

#### 2 不当な差別的取扱いと考えられる例

- サービスの提供を拒否すること
- サービスの提供を制限すること（場所・時間帯などの制限）
- サービスの提供に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）
- サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること

#### 3 合理的配慮と考えられる例

- 基準・手順の柔軟な変更
  - ・障害の特性に応じて施設のルール、慣行を柔軟に変更すること
- 物理的環境への配慮
  - ・施設内の段差にスロープを渡すこと など
- 補助器具・サービスの提供
  - ・身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
  - ・障害者に配慮したナースコールの設置を行うこと（息でナースコールができるマルチケアコール、機能障害者用押しボタンなど）
  - ・個人情報保護に配慮した上で施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること など

#### 4 事業者における相談体制の整備

#### 5 事業者における研修・啓発

#### 6 国の行政機関における相談窓口

#### 7 主務大臣による行政措置

## 10. 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組①

改正障害者総合支援法の施行や報酬改定を通じ、**一般就労への移行**や**就労定着**を促進する。

- 第4期障害福祉計画の成果目標として、**就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数**を平成29年度末までに**平成24年度実績の2倍以上**とすることを設定。  
この目標を達成するために、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すことを設定。
- 障害者総合支援法の一部改正により、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、**事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）**を創設（平成30年4月施行）。

## 11. 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組②

### 農林水産省及び厚生労働省における農福連携支援制度

- 農林水産省では、**農園の開設・整備**に加え、**トイレ等の付帯施設の設置**といったハード面での助成のほか、**障害のある人を農山漁村に受け入れ、農業研修**などのソフト的な取組も支援。
- 厚生労働省では、**障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣**や**農福連携マルシェの開催等**を支援。

#### 農林水産省における支援制度

- **農山漁村振興交付金**
  - ・ **農山漁村活性化整備対策（ハード）**

市町村等が作成した定住・交流促進のための計画実現に向け、高齢者や障害のある人等の「農」の取組の活動拠点となる施設の整備等を推進。

【実施主体】都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等  
(市町村が活性化計画を策定する必要があります。)

【補助率】1/2以内等
  - ・ **都市農村共生・対流及び地域活性化対策（ソフト）**

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を健康・福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援。

【実施主体】地域協議会（構成員に市町村が含まれるものに限り。）  
【補助率】定額（1地区当たり上限800万円）
- **都市農業機能発揮対策事業**

都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進。

【実施主体】民間団体、NPO法人、市町村、社会福祉法人等  
【補助率】ソフト事業 定額（1地区当たり上限150万円）  
ハード事業 1/2（1地区当たり上限概ね1,000万円）

#### 厚生労働省における支援制度

- **工賃向上計画支援事業（障害者総合支援事業費補助金）**
  - ・ **農福連携による障害のある人の就農促進プロジェクト**

農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術にかかわる指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等の支援、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催の支援。

【実施主体】都道府県  
【補助率】10/10



## 12. 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、**障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ**を強化することにより、共生社会の実現を図る。

1. 実施主体：市町村
2. 対象者：管内地域住民
3. 実施内容：**市町村が実施する地域社会の住民に対して障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。**
4. 実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式により事業を実施
  - (1) **教室等開催**：障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害のある人等の理解を深めるための教室等を開催する。
  - (2) **事業所訪問**：地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害のある人等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
  - (3) **イベント開催**：有識者による講演会や障害のある人等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害のある人等に対する理解を深める。
  - (4) **広報活動**：障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害のある人に関するマークの紹介等、障害のある人等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
  - (5) その他の形式：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。
5. 国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。

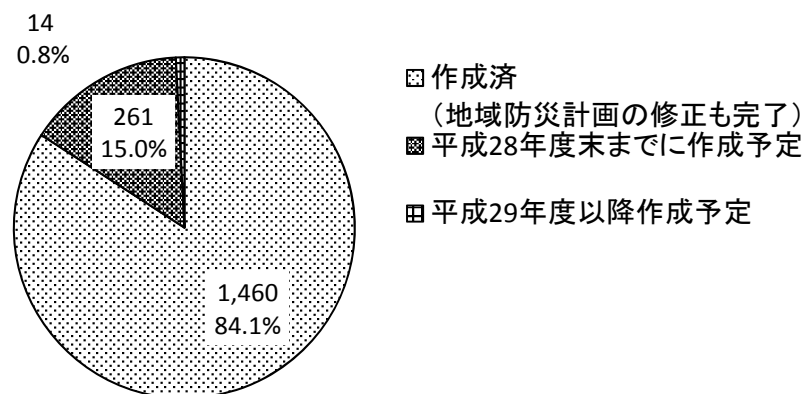
### 13. 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方

東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」について、平成29年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらの周知等により各自治体における名簿の作成・有効活用を促進する。

#### 背景

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることなどが定められた。
- ・平成28年4月1日現在において全国の市町村のうち84.1%が作成済であり、平成28年度末までに99.2%が作成済となる見込み。

避難行動要支援者名簿の作成状況



#### 課題

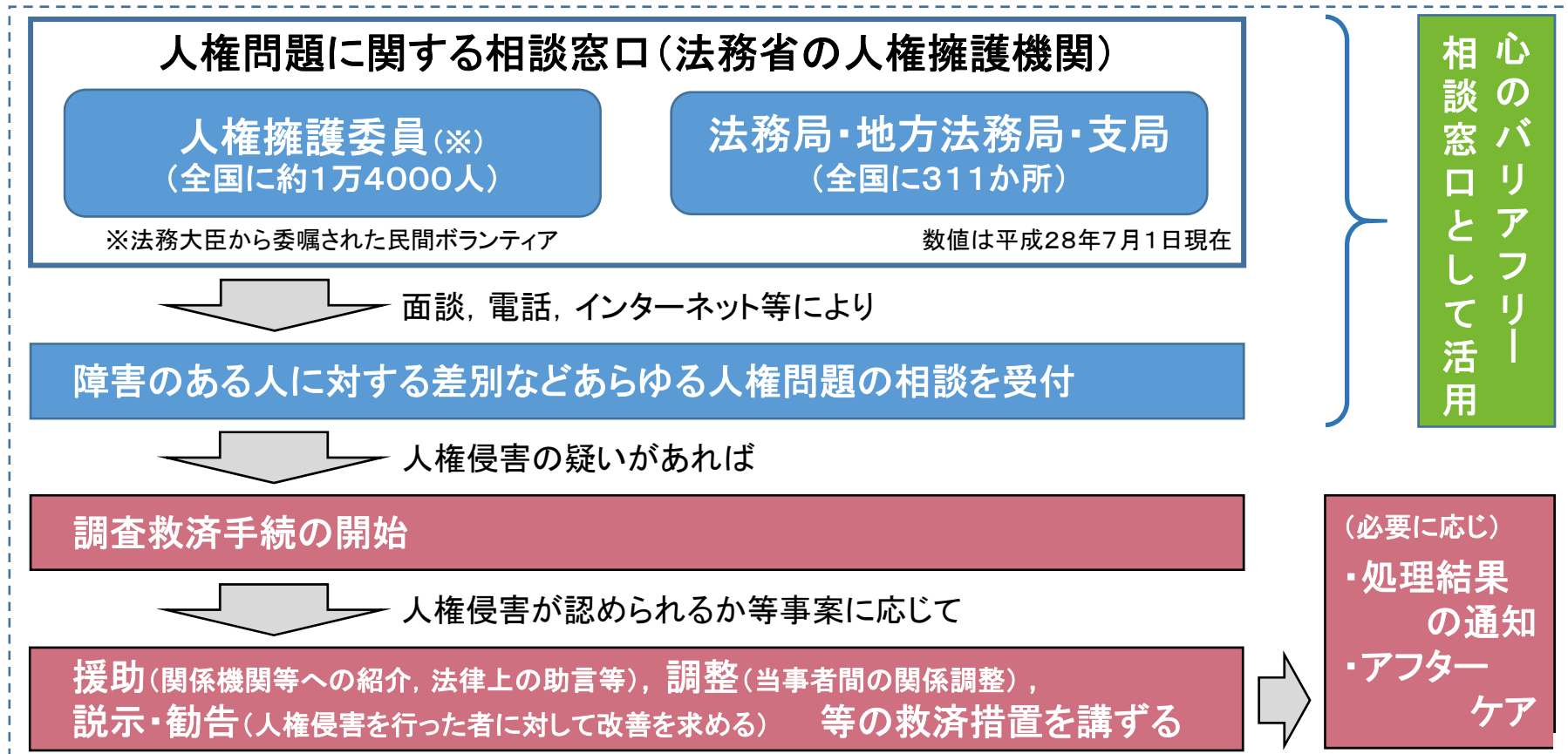
- ・各市町村で避難行動要支援者名簿の作成が進む一方で、災害時において名簿を活用した実効性のある避難が行えるよう、関係者に対し、さらなる制度の周知が求められているところ。

#### 施策

- ・災害時に名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等を行い、名簿の作成・有効活用を促進する。

## 14. 「心のバリアフリー」相談窓口

- ・障害のある人に対する差別などの人権問題が生じた場合、**全国の人権擁護委員及び法務局等**（法務省の人権擁護機関）において人権相談を受け付け、問題解決に向けての助言などを行う（「心のバリアフリー相談窓口」として活用）。
- ・人権侵害の疑いがあれば法務省の人権擁護機関が救済手続を開始、調査を実施の上、**必要な措置**を講ずる。
- ・**関係行政機関と連携したアフターケア**を実施する場合もある。
- ・人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別事例や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。
- ・研修講師に障害のある人を招くなどして、**当事者の視点を踏まえた相談対応**を行うことができる人材を育成する。



## 15. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の普及

### ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

#### 【概要】

2020年や2020年以降に向け、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（NTC）の**オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化**等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する。

- ▶ トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議「最終報告」／平成27年1月（抜粋）

「オリンピック・パラリンピック競技大会」の名称のとおり、近年、オリンピック競技とパラリンピック競技は一体的に捉えられ、運営されている。また、**オリンピック競技とパラリンピック競技におけるトレーニング方法、指導方法等については様々な相乗効果が期待されるとともに、効果的・効率的な施設活用の観点から、NTC及びJISSをオリンピック競技とパラリンピック競技のトップアスリートが共同利用**することにより、NTC及びJISSの機能強化を図るべきである。

#### 【NTC及びJISSのオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用】

- ▶ トレーニング方法、指導方法等における様々な相乗効果
- ▶ 効果的・効率的な施設活用
- ▶ オリンピック競技団体におけるパラリンピック競技との連携



パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う**障害者スポーツへの関心の向上**

#### 【拡充整備】

- ▶ オリンピック競技とパラリンピック競技の相乗効果を高めるための仕組み
  - オリンピック競技とパラリンピック競技のアスリートや指導者等の交流が可能とするため、テクニカルルーム、更衣室・シャワー室、宿泊室等、施設全般にわたって車椅子対応
- ▶ アスリートがトレーニングに専念できる環境と見学者専用通路を両立させる設計を導入



**共同利用の施設を見学すること等を通じ、公共スポーツ施設等のバリアフリー化等にかかる管理運営の意識改革を行う。**

### パラリンピックへの興味・関心を高める取組の推進

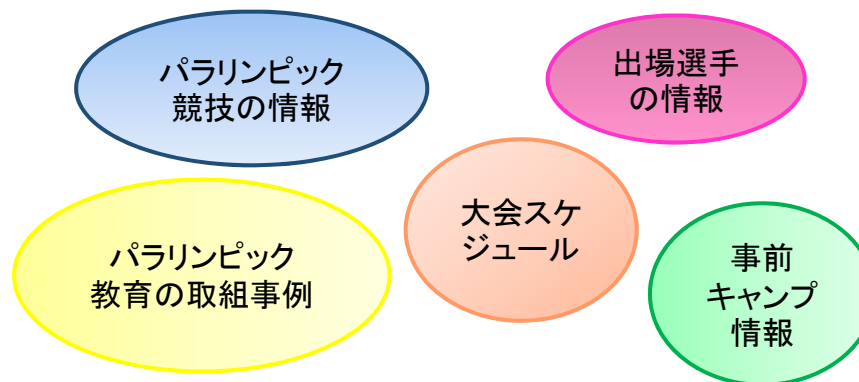
#### 【概要】

多くの児童・生徒・学生に2020年パラリンピック東京大会に関心を持ってもらえるような取組を推進し、観戦へとつなげる。

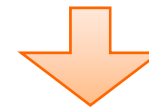
#### 【取組例】

学校を通して**パラリンピックに関する情報**を提供し、まずは**興味・関心**を持っていただき、**観戦**へとつなげる。

パラリンピックに関する様々な情報を提供



興味・関心を喚起



学校や家庭の他、様々な活動の中でパラリンピック大会を観戦



## 16. 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

### 趣旨等

- 2020年からの新たな特別支援教育（学習指導要領改定）を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催**

・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会 ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会  
・地域住民の主体的な参画

- 特別支援教育（special needs education）を**変革**
- みんなをつなげる**次世代の「共生学校」を創造**



**既存の特別支援学校を拓く！**

・地域の誰にでも開かれた**次世代の「共生学校」に変革**  
・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点化**  
・**自助、共助、公助を一体**として推進

### 具体的な取組

特別支援学校を拠点とした総合型地域スポーツクラブの創設等、「**地域社会のハブ（交流拠点）**」化

企業が特定の特別支援学校と連携し応援

特別支援学校の児童生徒からの公募により**ロゴマークを選定**

幅広い地域住民が参加する**地域共同運動会・文化祭**等の開催

オリンピック・パラリンピアン等アスリートによる**スポーツ体験会**等の開催

プロスポーツの試合やプロ芸術家のコンサートの開催等、**障害児が「ほんもの」のスポーツ・文化に触れる機会**の創設

特別支援学校と近隣の小中高等学校の児童生徒の**交流及び共同学習の促進**／その**成果の発表大会**

障害のある人とない人が**共同で制作**を行う文化芸術活動の**促進**／制作した**作品の展示・販売**

**卒業後も**障害のある人が特別支援学校や地域社会から**様々な支援を受けられる機会**を充実

## 17. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動①

### 市町村や事業者と連携し、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラム等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施

#### 「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」(概要)

【目的】 平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」について、地方公共団体と連携し、学識経験者、障害当事者、事業者等によるパネルディスカッション等を通じて、地域の障害のある人や関係者の意見を広く聴取し、障害者差別解消法の円滑な施行に資するとともに、各地域における取組の促進と気運の醸成を図るもの。

【開催】 全国15カ所程度

【主催】 内閣府、開催地自治体

【対象（参加者）】 一般国民

【主な内容】 ① 基調講演「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」

② 地域協議会設置団体からの取組状況報告

③ 民間事業者の実践例紹介

④ パネルディスカッション

### 障害者週間等を通じて、「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化

#### 「障害者週間」記念シンポジウム(概要)

【目的】 障害者基本法では、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設けるとされている。障害者週間の事業の一環としてシンポジウムを開催し、障害者基本法等の趣旨を改めて再確認するとともに、国民の全ての命と尊厳が尊重されることの大切さを広く一般国民と共有し、共生社会の実現に向けた機会とするもの。

【テーマ】 真の共生社会とは何か、あらためて問うー全ての命と尊厳の尊重を

【開催】 内閣府庁舎内

【主催】 内閣府

【対象（参加者）】 関係団体・一般国民

【主な内容】 ① 基調講演

② パネルディスカッション

## 18. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動②

- 法務省の人権擁護機関と**地方公共団体や民間事業者が連携し**、障害者スポーツ体験会等、広く一般国民を対象とした、「心のバリアフリー」に関する啓発活動を実施
- 障害のある人への理解をテーマとしたポスター等のアイデアを広く国民から募集し、作成・配布する**コンテスト型啓発活動**を実施

### ①地方公共団体、民間事業者との連携

- 法務省の人権擁護機関と地方公共団体や民間事業者等が連携し、障害者スポーツ体験会などを実施し、障害のある選手を講師に招くなど、当事者との触れ合いから理解を促す。
- Jリーグ加盟クラブなどのスポーツ組織と連携し、スポーツイベント等において人権啓発活動を実施



(イメージ)

### ②コンテスト型啓発活動

法務省において障害のある人への理解促進等をテーマとしたポスター、動画を制作し、配布・配信する。制作に当たっては、広く国民からアイデアを募集し、優秀作品を素材とすることで、制作を通じても国民の理解を促進する。



(イメージ)

広く国民の障害のある人に対する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進する。

## 19. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動③

- 今年度以降、**公共的な広報活動を行う団体**に「心のバリアフリー」の理解促進に向けた協力を要請する。
- 2020年（平成32年）までに、大会ボランティア、都市ボランティアやオリパラアンバサダー（仮称）等**幅広いボランティア活動実施者**に対し、障害の有無にかかわらず、すべての人々の人権や多様性を尊重し差別を行わないよう徹底するとともに障害のある人に対する接し方（知識と技術）の研修を行い、「心のバリアフリー」を進める。



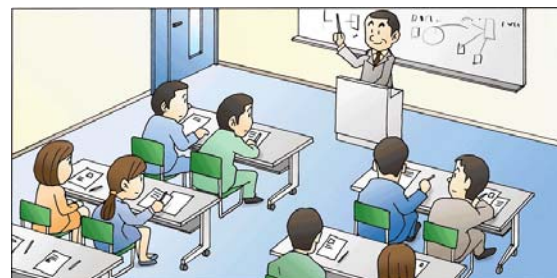
公共的な広報活動を行う団体へ  
「心のバリアフリー」の理解促進に向  
けた協力要請



テレビ広告等により、従来「心のバリアフリー」に関心  
の薄かった層も含めて働きかけ



国民全体を巻き込んだ取組へ



東京大会ボランティア、都市ボランティア等のボランティア  
活動実施者に向けて「心のバリアフリー」の研修を実施



東京大会の関係施設等において  
ボランティアが「心のバリアフリー」を実践

## 20. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動④

○平成30年度を目途に、全国で、**障害者・高齢者等へのサポートを行いたい人々が統一のマークを着用し、サポートの輪を広げていく仕組みを創設。**

### 1. 制度概要

全国統一の「マーク」を着用し、障害者・高齢者等に声かけやご案内等を行うマインドが見える化(外国人観光客等に向けた取組も併せて実施)

#### 全国統一マークの創設

障害者・高齢者等へのサポート活動

外国人観光客への道案内等の活動

✓ 手助けが必要な時に、全国統一マークを付けた人に気軽にお願ひできる仕組み

✓ 取組に賛同する全国の人々の連帯を促進

### 2. 全国展開の考え方

<ポイント>

- ✓ 様々な取組主体(学校、企業、地域等)を巻き込み、一体的なムーブメント創りを行う
- ✓ 既存の取組と連携し、相乗効果により、活動を活性化

### 3. マークのあり方

<ポイント>

- ✓ 視認性のよさ
- ✓ 誰もが付けたくなる格好よさ
- ✓ 既存の取組と共存共栄できる形式・デザイン

### 4. 展開イメージ

#### 大会ボランティア

競技会場内等での活動

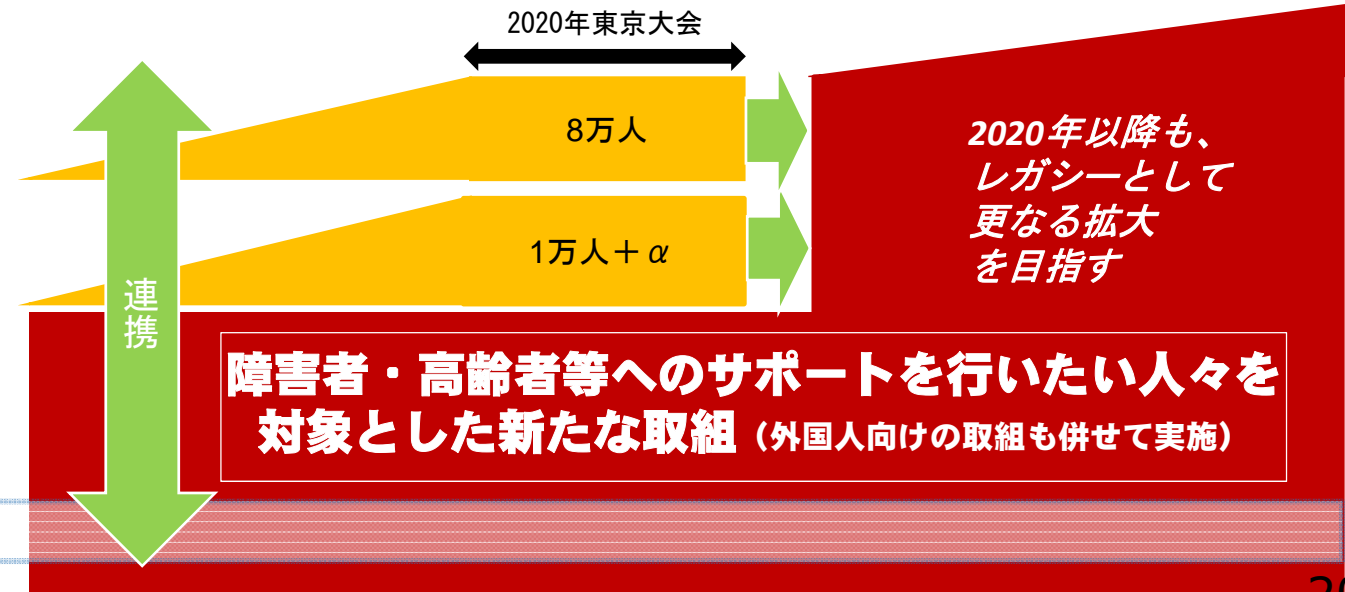
#### 都市ボランティア

開催都市・競技会場の所在する関係自治体での活動

#### 全国各地での取組

上記に限らない幅広い活動

既存の取組



## 21. 障害のある人による取組

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、**障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援**することにより、共生社会の実現を図る。

1. 実施主体：市町村
2. 対象者：管内市町村の障害のある人等、その家族又は地域住民など
3. 実施内容：**障害のある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業**とする。
4. 実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施する。
  - (1) **ピアサポート**：障害のある人等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。
  - (2) **災害対策**：障害のある人等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。
  - (3) **孤立防止活動支援**：地域で障害のある人等が孤立することがないように見守り活動に支援する。
  - (4) **社会活動支援**：障害のある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害のある人等に対する社会復帰活動を支援する。
  - (5) **ボランティア活動支援**：障害のある人等に対するボランティアの養成や活動を支援する。
  - (6) その他の形式による支援：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。
5. 国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。